

国立民族学博物館外部評価委員会規則

平成16年4月6日
規則第 5 号

(設置)

第1条 国立民族学博物館（以下「本館」という。）の研究教育水準の向上を図り、本館の目的及び社会的使命を達成するため、本館における研究教育活動等の状況に関する点検・評価等を行い、併せて本館の将来構想に関する提言を行うため、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本館の点検及び評価の基本方針並びに実施に関する事項
- (2) 本館の点検及び評価に関する報告書の作成及び公表に関する事項
- (3) 本館の将来構想に関する事項
- (4) その他本館の点検及び評価に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、9名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、職員以外のものの中から、館長が指名する本館の業務に関し識見を有する者とする。

3 委員会に、次の各号に掲げる者は出席するものとする。

- (1) 館長
- (2) 各副館長
- (3) 各研究部長
- (4) 情報管理施設長
- (5) 学術資源研究開発センター長
- (6) 管理部長
- (7) その他館長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に定める任期の途中で、新たに委嘱する委員の任期の終期は、前条第2項に掲げる委員と同一とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選による。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(招集)

第7条 委員会は、館長の求めに応じ、委員長がこれを招集する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第9条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規則の施行後において、最初に委嘱する第3条第2項に掲げる委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成16年12月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。